

説明書

(仮称) 消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事に係る公募型プロポーザル方式に関する手続きは、この説明書及び別添の「(仮称) 消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事要求水準書」、「(仮称) 消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事公募型プロポーザル評価要領」、「参加表明書作成要領」(様式第4号)、「参加表明書提出後の変更等について」(様式第5号)、「技術提案書類作成要領」(様式第8号)により下記のとおり実施する。

記

1 工事概要

(1) 工事名

(仮称) 消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事

(2) 工事内容

(仮称) 消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事に係る設計・施工

(3) 工事場所

埼玉県飯能市大字小久保291番地

埼玉西部消防組合飯能日高消防署 他(工事場所一覧表のとおり)

(4) 工事日程

契約締結日から令和6年3月25日(月)まで

(詳細設計 契約締結日から令和5年3月31日(金)まで)

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額

(埼玉西部消防組合契約規則(平成25年規則第43号)第21条第1項)

(6) 前払金

埼玉西部消防組合前金払に関する要綱(平成27年告示第9号)に基づき行う。

(7) 支払条件

令和4年度 前金払 部分払

支払限度額 73,757,000円

令和5年度 前金払 完成払

上限額なし(契約上限額範囲)

(8) 特定条件

この契約が、埼玉西部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成25年条例第33号)第2条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当することとなった場合は、仮契約を締結し、埼玉西部消防組合議会の議決があったときはこれを本契約とする。

なお、この仮契約が議会で否決されたときは無効とし、発注者は一切の責任を負わない。

(9) 契約上限額

2,298,606,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 工事の詳細な説明

（仮称）消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事要求水準書のとおり。

3 参加資格、配置予定技術者の資格条件及び技術提案書類の評価基準

(1) 参加者の資格条件（技術提案書提出者選定基準）

ア 令和3・4年度の埼玉西部消防組合建設工事等競争入札参加資格者名簿に、電気通信工事の業種で掲載されている単体企業であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 実施の公示日から参加表明書の提出期限までの期間に、埼玉西部消防組合建設工事等の契約に係る入札参加停止等措置要綱（平成27年告示第10号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

エ 実施の公示日から参加表明書の提出期限までの期間に、埼玉西部消防組合建設工事等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成27年告示第11号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

オ 参加表明書の提出期限から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。

カ 埼玉西部消防組合通信指令システムの整備等に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の委員、委員が属する法人及び委員と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

キ 事業者として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、品質マネジメントシステム（ISO9001）の全てを取得していること。

ク 過去10年、管轄人口が40万人以上の自治体（広域消防、共同指令センターを含む。）における総務省消防庁が定める消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号消防庁長官通知）に定める高機能消防指令センター総合整備事業（以下「高機能消防指令センター総合整備事業」という。）のⅢ型導入実績が元請けとしてあること（特定建設共同企業体の構成員としての実績は、代表者としての実績に限る。）。

ケ 令和3年度までに光IP119受理回線の構築実績があること。

(2) 参加資格の確認

ア 参加資格確認基準日は、参加表明書の提出期限とする。

イ 参加資格確認基準日から契約締結日までの間に当該参加者が3(1)に掲げる資格条件を欠くこととなったとき（ウ及びエにあつては、期間の要件を除く。）は、原則として、当該参加者には本プロポーザルへの参加を認めず、又は当該参加者とは契約を締結しないものとする。これらの場合において、発注者は一切の費用負担を負わないものとする。

(3) 配置予定技術者の資格条件

（仮称）消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事において、次の条件を満たす技術者を配置すること。

ア プロジェクトマネージャー

過去に、高機能消防指令センター総合整備事業に従事した実績を有し、本プロポーザルから詳細設計及び整備工事完了引渡しまでの期間、全体の進行を管理し、予算、品質、納期、成果品の品質等に対して全責任を持ち、発注者からの要求等に対し、意思決定が行える者とする。

なお、ここでの意思決定は、契約内容の変更に係るものなど、重大な事項を意味するものではないものとする。

イ 監理技術者（高機能消防指令システム整備工事）

過去に、高機能消防指令センター総合整備事業又は同種、同類、同規模の電気通信工事に従事した実績を有する者とする。

(4) 技術提案書類（技術提案書及び見積書）の評価基準

技術提案書及び見積書（以下、技術提案書と見積書を総称して「技術提案書類」という。）の評価基準については、別に定める（仮称）消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事公募型プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）による。

4 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

本工事における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

内 容	日 程
公募開始、参加表明受付開始	令和4年3月18日（金）
参加表明書及び現地調査申請書の提出期限 並びに第1回質問受付期限	令和4年3月31日（木） 午後5時00分まで
第1回質問回答	令和4年4月5日（火）
技術提案書類の要請・非選定通知	令和4年4月7日（木）
第2回質問受付期間	令和4年4月8日（金）から 令和4年4月26日（火） 午後5時00分まで
現地調査（申請者別に指定）	令和4年4月11日（月）から 令和4年4月22日（金）まで
第2回質問回答	令和4年5月10日（火）
技術提案書類提出期限	令和4年5月17日（火） 午後5時00分まで
ヒアリング・委員会開催	令和4年5月25日（水）
技術提案書類の特定・非特定通知 （指名通知）見積り依頼	令和4年5月27日（金） 令和4年6月中旬
見積り合わせ	令和4年6月下旬
仮契約締結	令和4年7月上旬
組合議会における議決（本契約）	令和4年7月下旬

5 その他

(1) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定・公表

技術提案書類については、委員会において総合的に評価を行う。埼玉西部消防組合は、委員会の評価結果をもとに優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、参加者に通知するとともに、契約締結後（令和4年8月上旬）に結果を埼玉西部消防組合のホームページにて公表する。

また、公表内容については、次に掲げる事項とする。

ア 工事名

イ 契約に関する事務を担当する部署

ウ 契約の相手方を決定した日

エ 契約の相手方の氏名及び住所

オ 契約金額

カ 随意契約の方法により契約の相手方を決定した旨

キ その他必要な事項

- (2) 技術提案書類の提出者が1者のときは、委員会において技術提案書の書類審査及びヒアリング（プレゼンテーション）を実施し、その提案者が優先交渉権者として適しているか審議する。

6 手続等

(1) 担当課

〒359-1118

埼玉県所沢市けやき台一丁目13番地の11

埼玉西部消防局警防部指令管理課

担当：福島、八木

TEL：04-2929-9135

Mail：shireikanri@saisei119.jp

(2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

令和4年3月31日（木）午後5時00分まで 上記担当課に持参すること。

(3) 質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

ア 質問は、質問書（様式第1号）を持参、郵便（書留郵便に限る）又は電子メールにより提出すること。

なお、持参する場合は下記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(ア) 受付期間

a 第1回 令和4年3月18日（金）から令和4年3月31日（木）
午後5時00分まで

b 第2回 令和4年4月8日（金）から令和4年4月26日（火）
午後5時00分まで

(イ) 提出場所

上記担当課に提出すること。

(ウ) 宛名

埼玉西部消防組合管理者

(エ) 提出書類を電子メールにて送信する場合は、件名は「【会社名】（仮称）消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事に係る質問書」とすること。

イ 質問に対する回答

(ア) 第1回質問に対する回答 令和4年4月5日（火）

(イ) 第2回質問に対する回答 令和4年5月10日（火）

(ウ) 質問に対する回答は、質問回答書（様式第2号）により埼玉西部消防組合のホームページで公開するとともに、上記担当課で閲覧に供する。

閲覧期間は、令和4年4月5日（火）から技術提案書類提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00

分まで。

ウ 質問に対する回答は、説明書等の追加又は修正とみなす。

エ 質問の内容によって事業者選定に公平性が保てないと判断した場合は、回答しないことがある。

(4) 現地調査の受付期間、提出場所及び現地調査期間

ア 現地調査を希望する場合は、現地調査申請書（様式第3号）を持参、郵便（書留郵便に限る）又は電子メールにより提出すること。

(ア) 受付期間

令和4年3月18日（金）から令和4年3月31日（木）まで

なお、持参する場合は上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(イ) 提出場所

上記担当課に提出すること。

(ウ) 宛名

埼玉西部消防組合管理者

イ 現地調査期間

令和4年4月11日（月）から令和4年4月22日（金）まで

ウ 注意事項

(ア) 現地調査実施可能場所は、「工事場所一覧表」のとおりとする。

(イ) 現地調査の日程及び集合場所は、各申請者に電子メールにて連絡する。

(ウ) 現地調査の人数は、申請者当たり5人までとする。

(エ) 現地での口頭の質問には、一切応じない。

(オ) 写真撮影は自由とするが、本プロポーザルの応募以外の目的での使用を禁止する。

(カ) 業務上の理由により立入りを制限する区域があるので、必ず職員の指示に従うこと。

(キ) 提出書類を電子メールにて送信する場合は、件名は「【会社名】（仮称）消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事に係る現地調査申請」とすること。

(5) 技術提案書類提出要請書の送付

令和4年4月7日（木）付けで選定された者には、その旨を（様式第6号）により通知するとともに、技術提案書類提出要請書（様式第6-1号）を送付し、選定されなかった者には、その旨及びその理由を（様式第7号）により通知する。

(6) 技術提案書類提出期限、場所及び方法

令和4年5月17日（火）午後5時00分まで 上記担当課に持参すること。

(7) 技術提案書類を提出した者のうち、技術提案書類を特定した者として優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。優先交渉権者に対しては、特定した旨を（様式第9号）により通知し、次点交渉権者に対しては、次点交渉権者として特定し

た旨及びその理由を（様式第10号）により通知する。

また、技術提案書類を特定されなかった者に対しては、その旨及びその理由を（様式第11号）により通知する。

技術提案書類を特定されなかった者に対する通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（埼玉西部消防組合の休日を定める条例（平成25年条例第1号）第1条に規定する組合の休日を含まない。）以内に、書面により、管理者に対して非特定理由について説明を求めることができる。

また、次点交渉権者についても同様にその特定理由について説明を求めることができる。

管理者は、理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(8) 業務等

ア 特定された優先交渉権者と建設工事請負契約を締結するための協議をするものとする。

なお、契約対象となる業務内容は、技術提案書類の内容及びヒアリング内容に拘束されるものではなく、業務内容の決定については別途の協議によるものとする。

イ 優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

(9) 参加表明書及び技術提案書類の作成様式、記載上の留意事項及び問合わせ先 作成様式、記載上の留意事項は、参加表明書作成要領（様式第4号）及び技術提案書類作成要領（様式第8号）のとおり。

なお、問合わせ先は、上記担当課に同じ。

7 プロポーザル参加への辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加の辞退をする場合は、辞退届（様式第12号）を持参すること。

(1) 提出場所

6 手続等 (1) 担当課に提出すること。

なお、日程の都合等で急を要する場合には、電子メールの添付ファイルにより、先に辞退の意思表示のみを行うことができる。

この場合、後日速やかに正本を持参し提出すること。

(2) 提出期限

令和4年5月17日（火）午後5時00分まで

(3) 宛名

埼玉西部消防組合管理者

(4) 注意事項

本プロポーザルへの参加を辞退した場合であっても、以後において何ら不利益となる措置等は行わない。

8 ヒアリング

ヒアリングの日時、場所、留意事項等は、別途通知する。

- 9 埼玉西部消防組合通信指令システムの整備等に係るプロポーザル選定委員会
技術提案書類の特定に係る評価は、委員6人以内をもって組織する以下の委員会
で行う。

委員長	総務省消防庁消防大学校消防研究センター 技術研究部長 <small>ほそかわ まさふみ</small> 細川 直史
委員	埼玉県危機管理防災部消防課 副課長 <small>もとはし ひとし</small> 本橋 仁
委員	埼玉西部消防局警防部通信指令センター長又はその相当職
委員	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部指揮指令課長又はその相当職
委員	比企広域消防本部指令課長又はその相当職
委員	西入間広域消防組合消防本部指令課長又はその相当職

- 1 0 手続開始の公表の写し、契約書案（契約約款案含む）、見積合わせに関する注意
事項及び現場説明書

別紙1から別紙4のとおり。

1 1 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨：日本語、日本円
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 関連情報を入手するための問合わせ先：6 手続等、(1) 担当課に同じ
- (4) 無効となる参加表明書又は技術提案書類
参加表明書又は技術提案書類が次の条件のいずれかに該当する場合には無効とする。
 - ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他
 - ア 参加表明書及び技術提案書類の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- イ 提出された参加表明書及び技術提案書類は、技術提案書類の提出者の選定及び技術提案書類の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ウ 参加表明書又は技術提案書類に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- エ 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- オ 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書類の差替え並びに再提出は認めない。
- また、参加表明書に記載した配置予定技術者は、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することができない。
- カ 提出された参加表明書及び技術提案書類は、返却しない。
- キ 技術提案書類の提出者として選定された者を公表することがある。
- ク 提出された技術提案書類は、公正性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- ケ 技術提案書類の作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表及び使用することはできない。
- コ 本プロポーザルにおいて、談合に類する行為などによる公正な価格形成の妨害、委員会の委員との接触等、公正な執行を妨害する行為をした場合には、関係する参加者を失格とするとともに、当該行為をした者に対して入札参加停止措置を行うことがある。
- サ 提案内容に、参加者又は第三者が所有する知的財産権が含まれる場合、本プロポーザルの内容がその利用許諾条件に合致していることを事前に確認すること。
- また、知的財産権の利用に当たり補償金等が必要な場合、その費用は提案価格に含めるようにすること。

工事場所一覧表

	名 称		所在地
1	埼玉西部消防局 所沢中央消防署		所沢市けやき台 1-13-11
2		三ヶ島分署	所沢市北野 3-23-2
3		山口分署	所沢市大字山口 182-2
4	所沢東消防署		所沢市大字上安松 974-1
5		富岡分署	所沢市大字神米金 256-4
6		柳瀬分署	所沢市東所沢 4-12-2
7	狭山消防署		狭山市大字上奥富 1172
8		富士見分署	狭山市中央 4-15-10
9		広瀬分署	狭山市広瀬 2-3-30
10		水野分署	狭山市大字水野 15-1
11	入間消防署		入間市大字小谷田 581
12		藤沢分署	入間市下藤沢 5-20-14
13		西武分署	入間市大字野田 2182
14	飯能日高消防署		飯能市大字小久保 291
15		稲荷分署	飯能市稲荷町 1-1
16		名栗分署	飯能市大字下名栗 846-2
17		吾野分署	飯能市大字坂石 283-1
18		日高分署	日高市大字猿田 57
19		高萩分署	日高市大字高萩 1007-1
20	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 坂戸消防署		坂戸市鎌倉町 16-16
21		東分署	坂戸市東坂戸 2-48
22		西分署	坂戸市西坂戸 3-1-5
23	鶴ヶ島消防署		鶴ヶ島市大字三ツ木 378-2
24	比企広域消防本部 東松山消防署		東松山市大字上野本 1300-1
25		松山北分署	東松山市大字松山 2551-1
26		高坂分署	東松山市大字宮鼻 860-15
27		吉見分署	比企郡吉見町大字下細谷 1196-1
28		滑川分署	比企郡滑川町大字羽尾 2532-2
29	小川消防署		比企郡小川町大字上横田 1247-2
30		嵐山分署	比企郡嵐山町大字平沢仮換地 7 街区 1 画地

名 称		所在地
31		ときがわ分署 比企郡ときがわ町大字番匠 385-1
32		東秩父分署 秩父郡東秩父村大字御堂 541-1
33	西入間広域消防組合消防本部 西入間広域消防組合消防署	入間郡毛呂山町大字岩井 2451
34		鳩山分署 比企郡鳩山町大字熊井 22
35		越生分署 入間郡越生町大字成瀬 414-1
名 称 (デジタル無線基地局)		所在地
1	東秩父基地局	秩父郡東秩父村大字坂本 749
2	堂平基地局	比企郡ときがわ町大字大野 1853
3	吾野鉱業所基地局	飯能市大字坂石岩殿 1152
4	名栗行政センター基地局	飯能市大字上名栗 3125-1
5	倉掛峠基地局	飯能市大字原市場字中橋 510-1
6	南高麗行政センター基地局	飯能市大字下直竹 1122-2
7	飯能日高消防署基地局	飯能市大字小久保 291
8	埼玉西部基地局	所沢市けやき台 1-8-12
9	坂戸基地局	坂戸市鎌倉町 16-16
10	越生基地局	入間郡越生町大字鹿下 581